

## 国有財産法令等に基づく各種事務手続における旧氏使用について

令和8年6月23日

国有財産法（昭和23年法律第73号）、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）及び旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）並びにこれらの法律に基づく政省令等（他の省庁が主管する規定を除く。以下、単に「法令等」という。）に規定する申請、届出、通知等における旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用について、下記のとおりお知らせします。

### 記

- 1 申請者等が、法令等（国有財産の貸付料を口座振替により納付する場合における手続等に関する省令（平成22年財務省令第三号。これに基づく通達を含む。）に規定する申出の手続を除く。）に基づく申請、届出、通知等を行おうとする際に、旧氏使用を希望する場合は、旧氏を単記（※1）又は併記（※2）することができます。

（※1）旧氏の単記とは、申請者等の氏名欄において、旧氏のみを記載することをいいます。

（※2）旧氏の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍の氏に加えて括弧書き等で旧氏を記載することをいいます。

（例）財務花子が国有花子に氏を変更した場合：国有（財務）花子

- 2 申請者等が国有財産の貸付料を口座振替により納付する場合における手続等に関する省令（これに基づく通達を含む。）に規定する申出の手続を行おうとする際に、旧氏使用を希望する場合は、旧氏を併記することができます。

なお、旧氏の単記を希望する場合は、口座振替等を希望する預金口座又は貯金口座が旧氏名義の口座である場合は可能です。旧氏名義の口座がない場合は、口座のある金融機関の取扱いによることとなりますので、財務局の担当窓口にご相談ください。

- 3 上記1及び2による事務手続において、氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧氏を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類の提出等を行ってください。

以上